

環境報告書 2008



独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

環境報告書2008 目次

I	環境報告書の発行に際して	1
	・はじめに	1
II	法人概要	2
	・事業紹介	2
	・事業所紹介	3
III	事業活動における環境配慮の方針・目標	4
	・環境配慮の取組みに関する目標、計画	4
IV	環境マネジメントに関する状況	7
	・環境マネジメントの推進体制	7
	・環境マネジメントの運営方法	8
V	事業活動に伴う環境配慮の取組みの状況等	9
	・省エネルギー、省資源対策	9
	・廃棄物の低減対策	11
	・再使用、リサイクル率アップ	12
	・環境汚染物質の低減対策	13
	・グリーン購入の状況及びその推進方針	15
	・環境教育の実施と啓蒙活動	16
	・社会とのコミュニケーション	16
	・その他	18
	化学物質の安全管理	18
	PCBの適正管理	19
	特殊ガス警報装置について	20
	快適な職場環境づくり	21
VI	環境報告書に対する監事意見	22

ー環境報告書2008についてー

この「環境報告書2008」は、昨年4月の統合により新たに発足した独立行政法人農林水産消費安全技術センターの、2007年度の環境活動を中心に報告します。

・報告対象範囲

農林水産消費安全技術センター本部及び各地域センター・事務所

・報告対象期間

2007年4月～2008年3月

・報告対象分野

農林水産消費安全技術センター全体の環境活動及び労働安全衛生活動を対象とします。

・数値の端数処理

表示桁未満を四捨五入しています。

・参考にしたガイドライン

「環境報告ガイドライン(2007年版)」(環境省)

・次回公表予定

2009年度版は、2009年9月頃に公表予定。

【作成部署及び連絡先】

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境委員会

連絡先:総務部総務課

〒330-9731埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟

電話:048-600-2350

FAX:048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

I 環境報告書の発行に際して

はじめに

昨年来、局地的な豪雨が多くなるなど地球温暖化の影響と思われる気象現象が増え、また、大気汚染、廃棄物処理などの環境問題が地球規模で拡大しています。特に、温室効果ガスによる温暖化に対しては早急な対応が必要となってきました。さらに、環境汚染防止や石油等の天然資源の効率的な利用等の面から、循環型社会すなわち自然環境の保全と持続可能な社会の構築が世界的な課題となっています。

このような状況を踏まえ、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（略称FAMIC）は、業務の実施に当たって、環境に配慮することを重要な課題として、①エネルギー・資源の消費及び廃棄物の排出の削減、②環境汚染の防止、③環境問題に対する自主的な取組等を推進してきました。

平成19年度は、省エネルギー・省資源化、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入、リサイクル率アップなど環境負荷の低減等を環境への配慮の目標に定めて取り組むとともに、施設見学等を通じて地域社会とのコミュニケーションを積極的に行い、FAMICの環境問題への取組に対する理解に努めて参りました。

FAMICは、昨年4月1日、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3つの独立行政法人が統合し、“農場から食卓まで”の食の安全と消費者の信頼の確保を技術的側面から担う独立行政法人として発足しました。FAMICでは、統合による効果を最大限発揮し、役職員一同高い使命感を持って、食の安全と消費者の信頼の確保のため、国民の皆様に一層質の高いサービスを提供すべく日々の業務に取り組むとともに、これらの業務を行うに当たっては、環境へ配慮することを重要な課題とし、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項の遵守に努めています。

なお、本報告書は、3法人統合後初めての環境報告書となり、これまでの旧農林水産消費技術センター部門に加え、肥飼料検査部門や農薬検査部門における環境への配慮の取組の結果についても記載しています。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取り組みに対しての皆様からのご意見をお寄せいただければ幸いです。

平成20年9月

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭

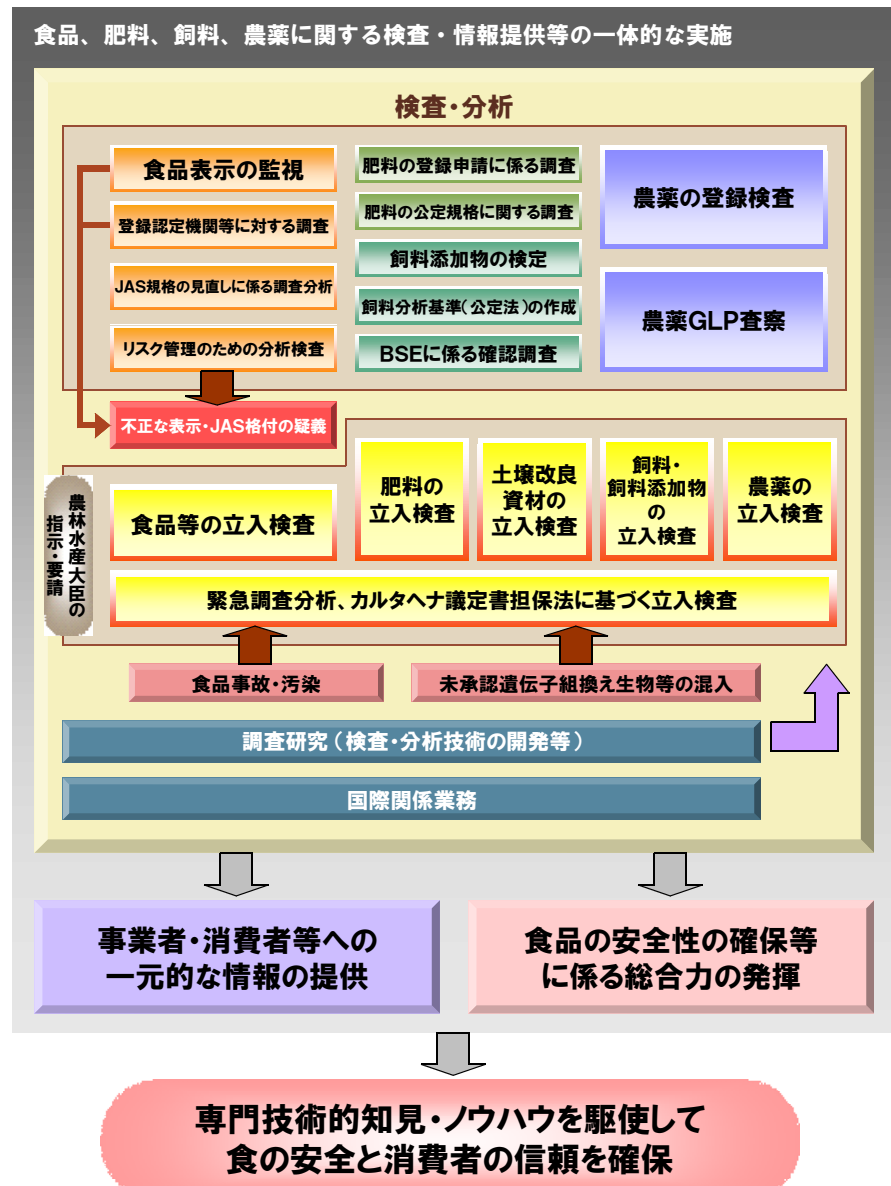
II 法人概要

事業紹介

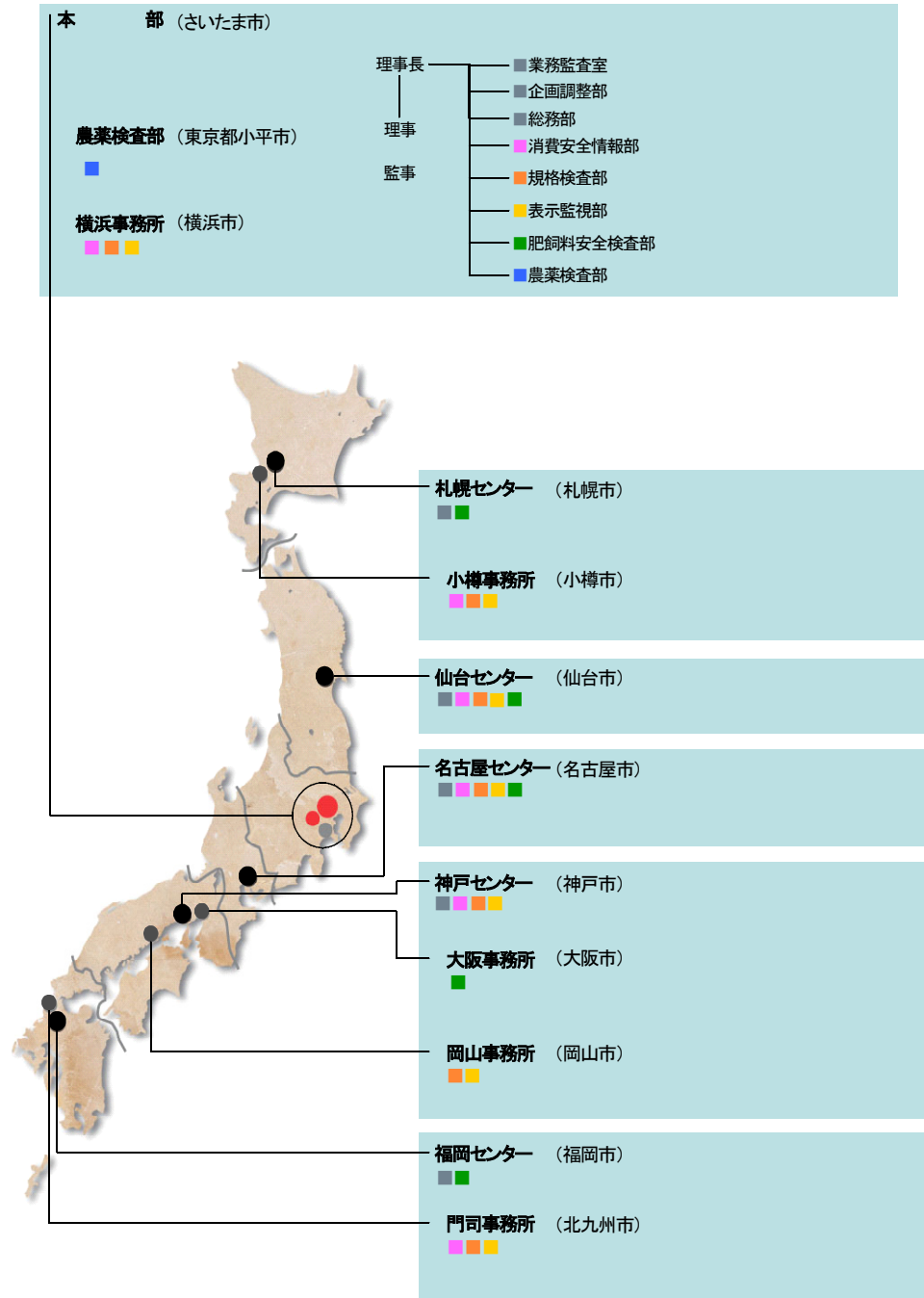
近年、食品表示の偽装など、食をめぐる様々な問題が発生する中で、食の安全に対する消費者の信頼を確保するため、科学的知見に基づく食品安全行政が重要となっています。

また、食の安全の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、生産から流通までの各段階での安全性の確保や適正な表示など、農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた取組が求められています。

このため、FAMICでは、専門技術的知見を用いて、肥料、農薬、飼料、食品等に関する検査・分析等の効率的・効果的な推進、食に関する情報の一元的な提供など、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供を行い、フードチェーンを通じた食に安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献しています。



事業所紹介



Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標

環境配慮の取組に関する目標・計画

環境計画

平成19年度は、3法人統合により発足したFAMICとして初めての環境計画を策定しました。

この計画は、FAMIC全体における環境に配慮した取組に関する目標・計画を定めており、省エネルギー・省資源化、リサイクル率アップ、グリーン購入など、環境負荷の低減を目標に設定しました。

農薬検査部のある小平庁舎・神戸センター・福岡センターを除く他の地域センター・事務所及びさいたま本部は、国の合同庁舎に入居しており、個別メーターを設けていない等の事情から、光熱水料等の項目で数値目標を策定することが困難です。このため、数値目標に代わる具体的な行動目標を定め、組織全体で環境負荷を少なくしていく体制を構築することとし、平成19年度の環境計画においても、省エネルギー・省資源化のための行動の具体的な記述に努めています。

平成19年度環境計画

農林水産消費安全技術センター
(略称:FAMIC)

1. 環境報告書の報告対象となる範囲

・報告対象期間

平成19年度(平成19年4月～平成20年3月)の実績

・報告対象組織・分野

本部及び全地域センター・事務所のすべての業務を対象とする

2. 事業活動に係る環境配慮の計画

FAMICでは環境に配慮して平成19年度には次のような事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り、少しでも環境負荷を小さくしていきます。

(Ⅲ 事業活動における環境配慮の方針・目標)

項目	平成19年度目標	取り組み・具体的な行動	関係法規等
省エネルギー・省資源	<ul style="list-style-type: none"> ○電気使用量の抑制 ○環境基準適合車への更新の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○実験室等での節電の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・使用していない部屋及び昼休み中の消灯等 ・使用していない分析機器の電源を切るとともに、更新時は省エネタイプ仕様にする。 ○事務室及び検査室内の適正室温調整の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・エアコンは定められた温度内に設定等 ○節電対策の実施状況について、定期的に点検を行うとともに、会議等で実施状況を報告し、履行不備がある場合は必要な措置を講ずる。 ○公用車更新の際は、環境基準適合車へ更新 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 国際協定 <ul style="list-style-type: none"> ○「京都議定書」 「気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)」で採択された、二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書 2. 法律 <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号) 3. 政府方針 <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策推進法及び地球温暖化対策に関する基本方針」(平成15年3月27日閣議決定) ○「政府がその事務及び事業に関して温室効果ガスの排出の抑制等のための実施すべき措置について定める計画」(平成15年3月27日閣議決定)
廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物、廃液の排出抑制と適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ○資源ゴミの分別、実験室廃液の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ・実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分類 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 法律 <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
再使用・リサイクル率アップ	<ul style="list-style-type: none"> ○再使用・リサイクル率アップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○コピー用紙の裏紙使用 <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機、プリンターでの裏紙使用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 法律 <ul style="list-style-type: none"> ○「環境基本法」(平成5年法律第91号) ○「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号) ○「資源有効利用促進法」(平成3年法律第48号) 2. 政府方針 <ul style="list-style-type: none"> ○「政府がその事務及び事業に関して温室効果ガスの排出の抑制等のための実施すべき措置について定める計画」(平成15年3月27日閣議決定)

(事業活動における環境配慮の方針・目標)

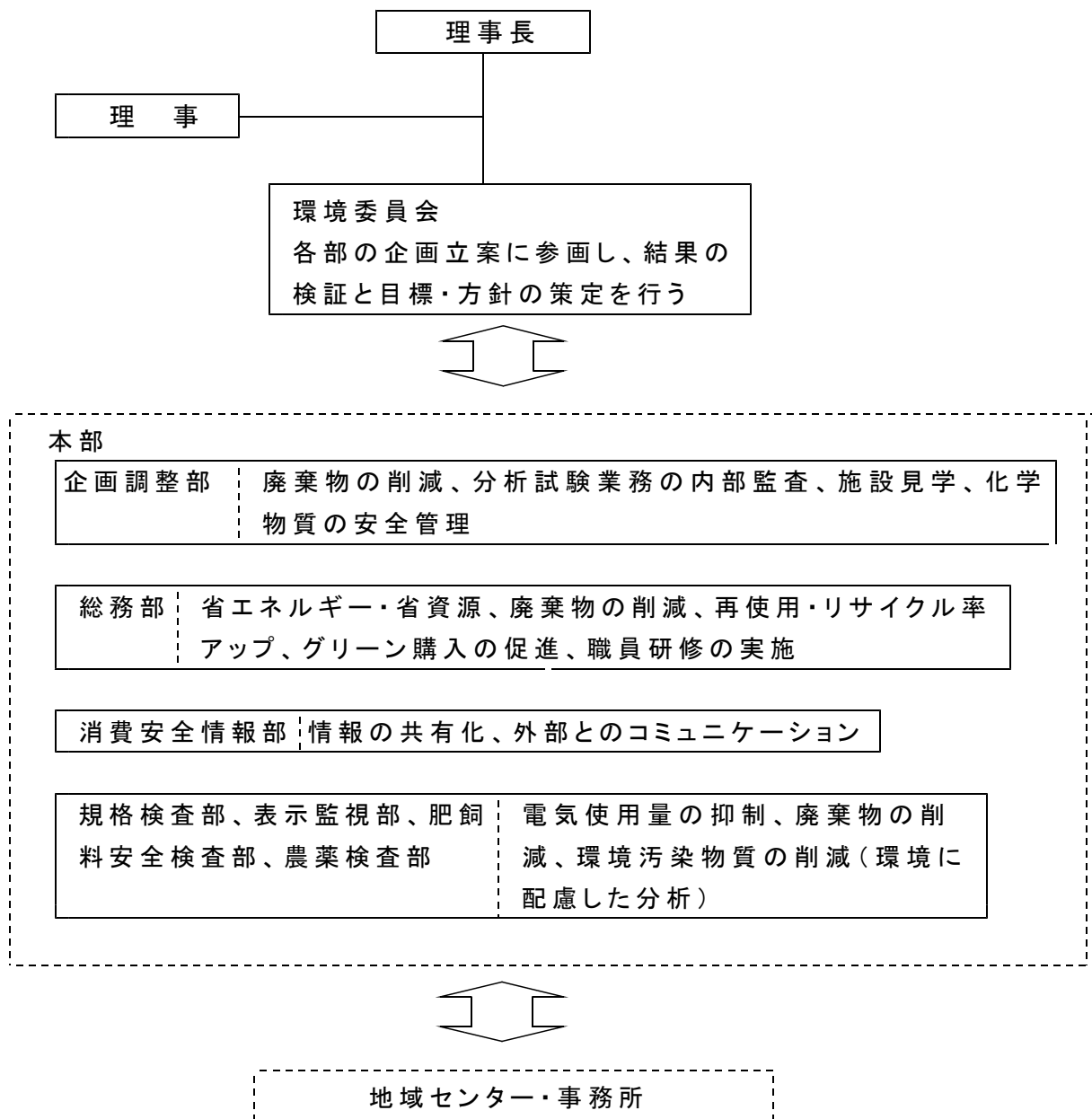
環境汚染物質の排出削減	P R T R 指定物質の排出削減	ドラフトチャンバーの整備など環境中への排出を削減・ドラフトチャンバー及びスクラバの定期的点検・整備	1. 法律 「環境科学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)
グリーン購入	事務用消耗品類のグリーン商品の購入	事務用消耗品類のグリーン商品購入率100%	1. 法律 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)
環境教育の実施と啓蒙活動	環境教育の実施 環境情報の共有化	環境保全に関する職員教育 ネットワークを利用した各種情報の共有化	
社会とのコミュニケーション	地域社会とのコミュニケーションの促進	2007年版環境報告書の発行及びホームページへの掲載 施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明(年10回以上) ホームページの活用	1. 法律 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)

IV 環境マネジメントに関する状況

環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境委員会を設置し、本部及び全地域センター・事務所で組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいます。

環境委員会体制（平成19年度）



環境マネジメントの運営方法

FAMICでは、環境保全の取組について、計画(Plan)を立て、実施(Do)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Act)を行うというサイクルを繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っています。

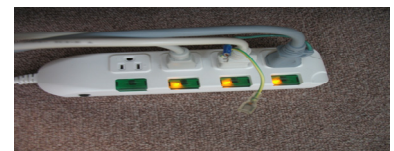
V 事業活動に伴う環境配慮の取組の状況等（平成19年度）

省エネルギー、省資源対策

地球温暖化防止に向けた取組

FAMICにおいては、限りある資源を有効に活用し、地球環境を守っていく観点から、地球温暖化防止のため、省エネルギー・省資源に取り組んでいます。

具体的には、冷暖房温度の調整、昼休み時間の室内照明の消灯、省エネタイプの検査試料保存用冷凍庫・冷蔵庫等への更新、省エネタイプの導入等により光熱量の節約を図るとともに、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用による資源の有効活用の促進等に取り組んでいます。



省エネタップ

公用車についても、保有台数の削減（3台）、啓発指導車のリースの廃止（2台）、環境基準値適合車への更新（4台）を行いました。

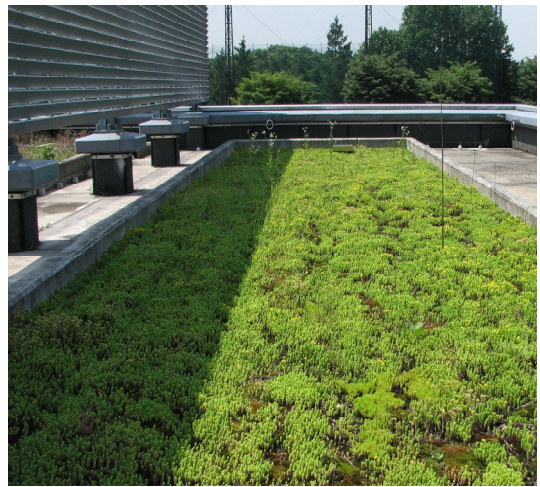
更新にあたっては、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（平成14年法律第87号。自動車リサイクル法。）に基づき、4台を適正に処分しました。



さいたま本部、札幌、小樽、仙台の更新車両の環境基準値適合ステッカー

なお、小平庁舎、神戸センター、福岡センターを除く他の地域センター・事務所及びさいたま本部は、国の合同庁舎に入居しており、光熱量等の個別メーターを設けていない合同庁舎があることから、FAMICとして独自の温室効果ガス発生量をCO₂換算することは困難な状況にあります。

また、単独庁舎では、東京都条例(「東京における自然の保護と回復に関する条例」(平成12.12.22条例第216号))に基づく屋上の緑化(小平庁舎)や、被陰植物の導入による庁舎壁面の緑化(福岡センター)により、冷房効率の向上、ヒートアイランド現象の緩和を図る等の取組をしています。



小平庁舎の屋上緑化



福岡センターのゴーヤによる壁面緑化(外観と室内)

廃棄物の低減対策

産業廃棄物の適正処理

FAMICから排出する廃棄物は、事業系一般廃棄物と廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリ等の特別管理産業廃棄物の2通りに分けられます。

(1) 事業系一般廃棄物

事業系の一般廃棄物は、FAMICで分別して、各地域センター等又は合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、9事業所(さいたま本部及び8地域センター・事務所)が合同庁舎に入居しており、事業系一般廃棄物の合同庁舎入居官署等個別の排出量は算定できません。

(2) 特別産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の平成19年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリ、廃棄検査分析機器等が23,680ℓ及び118,500kgです。

うち、FAMICで行う分析で排出される種々の廃液(廃油、廃酸、廃アルカリ)については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)で規定される分類に沿って区分して回収し、廃液処理業者に処理を依頼しています。

また、廃液の区分及び管理については、全国12カ所の事業所(本部、地域センター・事務所)ごとにマニュアルを作成するとともに、周知徹底し、適正処理に努めています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、全国12カ所の事業所(本部、地域センター・事務所)ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者等に処分を委託しています。

また、マニフェスト等により当該廃棄物が適正に処理されていることをその都度確認しています。

再使用、リサイクル率アップ

再使用、リサイクルへの取組

本部及び全地域センター・事務所においては、ゴミの分別回収の徹底、ペーパーレス化の推進、使用済み用紙の再利用等一般廃棄物の低減等に取り組んでいます。

さいたま本部においては、グループウェア及び電子メールの活用、両面印刷の推進、コピー機やプリンターにおける不要資料等の裏面活用、ミスコピー用紙等についてストックトレイを配置しての活用等により用紙の調達枚数及び廃棄物の低減に取り組んでいます。なお、平成19年度の印刷用紙の調達実績は、422万円となっています。

また、平成18年度から印刷機の再生トナーの利用を開始するとともに、「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、平成19年度においては、テレビ5台、電気冷蔵庫10台、洗濯機1台を適正に処分しました。



さいたま本部 3階ゴミ置き場(ゴミの分別状況)



さいたま本部 ストックトレイ

環境汚染物質の低減対策

PRTR法に指定されている物質

PRTR法は、人や環境への有害性が判明している化学物質について、事業者による自主管理の改善を促進することにより、環境保全上の支障を未然に防止することを目的としています。同法に指定されている物質は350余種ありますが、FAMICで使用している主なPRTR指定化学物質は、以下の表のとおりです。

FAMICでの使用量の多いPRTR指定化学物質

化学物質名(群)	全体の使用量
アセトニトリル	2,248 kg
トルエン	147 kg
塩化メチレン(ジクロロメタン)	106 kg



- (左) アセトニトリル
- (中) トルエン
- (右) 塩化メチレン(ジクロロメタン)

環境汚染物質低減対策及び有害ガス処理装置(スクラバ)の保有状況

FAMICで行う分析は、化学物質である試薬を使用しています。分析に用いる試薬には、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号。PRTR法。)で指定されている有機溶剤等も含まれています。

これらの有機溶剤等は、使用する際に蒸気として気散することから、分析は専用のドラフトチャンバー等局所排気装置のある場所で行っています。局所排気装置内で発生したガスは、有害ガス処理装置(スクラバ)を通して汚染物質を吸着し、浄化しています。



ドラフトチャンバー

スクラバについては、FAMICでは、有害ガスの種類に応じた2種類のスクラバを設置し、環境汚染物質の排出削減に努めています。

(1) 酸性ガス用排ガス浄化装置

本部、地域センター・事務所併せて、全国12カ所で合計39台を保有し、硫酸や硝酸などの酸性ガスを中和しています。

これらの浄化装置については、外観や作動状況の確認を定期的実施しています。

また、浄化装置内の洗浄水については、点検時、必要に応じ、洗浄液のpH調整を実施し、記録をしています。



酸性ガス用排ガス浄化装置

(2) 有機溶剤用脱臭装置

上記の装置と同様にFAMIC全体で合計58台を保有し、アセトニトリルなどの有機溶剤を吸着除去しています。

これらの浄化装置についても、外観や作動状況の確認を定期的実施しています。



有機溶剤用脱臭装置

グリーン購入の状況及びその推進方法

環境に配慮したグリーン購入等への取組

FAMICにおいては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)に関する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日閣議決定)に基づき、平成19年度における環境物品等の調達方針を定め公表して、できる限り環境への負荷の少ない物品の購入等に努める取組を推進しました。

また、FAMIC内に理事長を本部長とする「グリーン調達推進本部」を設けて、グリーン(古紙配合率100%かつ白色度70%程度以下のコピー紙等)調達の推進に努めています。

主な物品のグリーン購入の状況

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等	目標達成率
紙類	コピー用紙	100%	22402.33 kg	21772.33 kg	97%
	フォーム用紙	100%	3 kg	3 kg	100%
	印刷用紙(カラー用紙)	100%	11 kg	11 kg	100%
	トイレットペーパー	100%	512.4 kg	512.4 kg	100%
文具類	シャープペンシル	100%	462 本	462 本	100%
	ボールペン	100%	1220 本	1220 本	100%
	マーキングペン	100%	1633 本	1633 本	100%
	ゴム印	100%	405 個	405 個	100%
	ファイル	100%	7006 冊	7006 冊	100%
	ファイリング用品	100%	840 個	840 個	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	36150 枚	36150 枚	100%
	ノート	100%	370 冊	370 冊	100%
機器類	いす	100%	290 脚	290 脚	100%
	机	100%	143 台	143 台	100%
OA機器	コピー機等(購入)	100%	6 台	6 台	100%
	プリンタ等(購入)	100%	31 台	31 台	100%
	スキャナ(購入)	100%	14 台	14 台	100%
	磁気ディスク装置(購入)	100%	7 台	7 台	100%
	シュレッダー(購入)	100%	6 台	6 台	100%
照明	蛍光灯(レッドスタート型又はスターター型)	100%	52 本	52 本	100%
自動車等	17年度低排出75%低減かつ低燃費	4 台	4 台	4 台	100%
制服・作業服	作業服	100%	391 着	391 着	100%

※ 「特定調達物品等」とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」のことです。

環境教育の実施と啓蒙活動

環境情報の共有化

FAMICでは、所内ネットワーク内に「環境情報データベース」を作成し、職場内における環境に関する情報の共有化を進め、職員の環境問題への理解が深まるよう努めています。

環境教育の実施

平成19年度は、上記「環境情報データベース」で「環境教育・学習」、「地球環境」、「大気」、「廃棄物」、「化学物質」等についての、基礎的知識の解説を紹介するとともに、分析試験業務に関する基本ルールについての「検査分析基礎研修」を実施し、分析試験業務管理、毒劇物及び危険物管理の知識の向上やスクラバ施設の点検方法、廃液・廃棄物等の処理ルールを学習する等、環境に関する知識と更なる意識の向上に努めました。

社会とのコミュニケーション

環境コミュニケーション

FAMICでは施設見学者等(平成19年度実績:FAMIC全体で87回、延べ720人)に対して、FAMICの事業内容の説明等を行うとともに、FAMICにおける環境配慮への取組状況の紹介にも努めています。



施設見学の様子(さいたま本部)

FAMICホームページ

FAMIC のホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、生産者、事業者、消費者等を対象に農場から食卓までのフードチェーン全体を通じた食に関する情報などをわかりやすく掲載するとともに、環境報告書もホームページ上で公表しています。

また、行事・講習会等に関する情報についても随時掲載しています。

FAMICホームページアドレスは、
<http://www.famic.go.jp/>です。



FAMICホームページ
(トップページ)

FAMIC出版物

広報誌「新・大きな目小さな目」

食に対する信頼を確保するため、生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示等に関する情報を分かりやすく解説しながら、情報提供を行っている広報誌です。



広報誌「新・大きな目小さな目」

その他

化学物質の安全管理

FAMICで行う分析には、種々の試薬を使用しています。その中には、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)で指定されている毒物及び劇物や、「消防法」(昭和23年法律第186号)で指定されている危険物が含まれています。これらの試薬の安全な保管、取扱い及び廃棄の管理については、全国に12カ所ある事業所(本部、地域センター・事務所)ごとにマニュアルを作成するとともに、周知を徹底しています。特に特定毒物に指定されている物質については、管理責任者を指名し、使用、廃棄及び保管の状況を定期的に確認し、安全の確保に努めています。

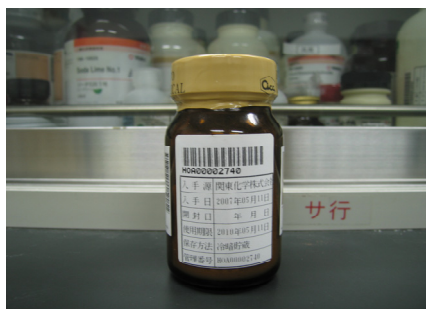
また、うち9カ所では試薬管理システムを導入し、試薬ビン1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



試薬管理システム



薬品保管庫



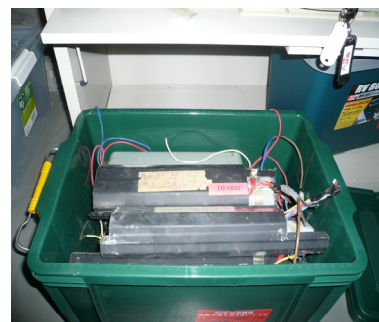
試薬ビンバーコード

PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理

PCBは昭和49年に廃棄物処理法において製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物を事業者において保管することが義務づけられました。

また、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定されたことにより、PCB廃棄物の保管事業者は平成28年度までにPCB廃棄物の専用処理場において処理することが義務づけられました。

このため、現在FAMICにおいては、蛍光灯等の安定器191個、ノンカーボン紙17.72kg、試薬等1,964.48g及び13.5mlを専用保管庫等で適正に保管しています。



・安定器



・ノンカーボン紙



・試薬等

特殊ガス警報装置について

検査、分析業務において使用する薬品類及び可燃性ガス等の取扱いには日頃から十分注意していますが、人身事故の防止、薬品類による水質汚染及び可燃性ガス等の大気放出を未然に防ぐこと等を目的として、特殊ガス警報装置の設置を進め、事故等発生時の被害を最小限に留めるための体制整備を図っています。

警報装置設置状況(さいたま本部の例)



・有機溶媒センサー



・アセチレンセンサー



・酸素欠乏センサー



・水素センサー

- ・有機溶媒センサーは、検査室内で規定量以上の有機溶剤を使用した際に警報を発します。
- ・水素、アセチレンガス、酸素欠乏センサーについては、検査室内で規定の濃度を超えた際(酸素欠乏センサーについては規定値以下となった際)に警報を発するとともに、ガス遮断弁が閉じ、ガスの供給が遮断されます。

快適な職場環境作り

FAMICでは、職場における労働者の安全と健康を確保し、快適な職場環境を維持・増進するため、次の活動を実施しています。

・安全衛生委員会

職員の安全及び健康を確保するため、「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57条)に基づき設置し、月1回開催しています。

・職場巡回点検

労働災害の未然防止を図るため、産業医、安全管理責任者等が定期的に職場巡回点検を行い、指摘事項等があった場合には、当該検査室責任者あて改善を求めています。

・職員の健康管理

労働安全衛生法及びFAMICの内部規程に基づき、定期的に健康診断を実施し、傷病の早期発見、治療に努めています。

・メンタルヘルスケア

契約診療所の医師と職員との面談により、精神的な悩みや不安、これらに関連した職場及び家族に関する相談等を行っています。

また、共済組合の事業として、フリーダイヤルが設置され、保健師、助産師、看護師、栄養士、カウンセラーなど専門スタッフによる各種相談が行われており、FAMICの職員も利用できることとなっています。

VI 環境報告書に対する監事意見

環境報告書の内容の信頼性を高めるために、監事による評価を行い、その結果を、「環境報告書2008」に対する監事意見としてまとめています。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
「環境報告書2008」に対する監事意見

平成20年10月1日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター
理事長 吉羽 雅昭 殿

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

監事 本多 一郎 ㊦

監事 碓井 憲男 ㊦

私共監事は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター作成の「環境報告書2008」に対して評価を行った結果について、本監事意見を作成しましたので報告します。

評価結果

1. 「環境報告書2008」に記載されている情報の整合性・正当性については、正しく示されていることを認めます。
2. 平成19年4月に農林水産消費技術センター、肥飼料検査所及び農薬検査所の3法人が統合後初めての環境マネジメントとなったこと及びFAMICの業務目的が環境負荷低減等の活動を直接的に行う立場にないこと等から、平成19年度環境計画の作成に当たり、記述内容に定量性を欠く面があるのはやむを得ないことかもしれませんが、目標を設定するに当たっては、指標を使うなど数値化することで関係者の一層の理解を得ることができると考えます。
3. また、環境報告書の作成に際しては、19年6月に環境省から公開された「環境報告書ガイドライン2007年版」及び19年12月に公開された「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」等を十分に活用され、同報告書が充実したものとなるよう努力されることを期待します。